

○復興庁令第三号

福島復興再生特別措置法（平成二十四年法律第二十五号）及び福島復興再生特別措置法施行令（平成二十四年政令第百十五号）の規定に基づき、並びに同法を実施するため、福島復興再生特別措置法施行規則を次のように定める。

平成二十四年三月三十一日

内閣総理大臣 野田 佳彦

福島復興再生特別措置法施行規則

（公共施設等の機能を回復するための事業）

第一条 福島復興再生特別措置法（以下「法」という。）第十七条第一項の復興庁令で定める事業は、次に掲げる施設について、点検、清掃、軽微な修理及び修繕その他当該施設の機能を回復するために必要な行為として内閣総理大臣が定めるものを行う事業とする。

一 道路、河川、水道施設、公共下水道施設その他の公共の用に供する施設

二 教育施設、医療施設、購買施設その他の公益的施設で居住者の共同の福祉又は利便のため必要なもの

三 その他内閣総理大臣が定める公益的施設

(生活環境整備事業の実施の方法等)

第二条 法第十七条第一項の要請をしようとする者は、別記様式第一による要請書に参考となる事項を記載した書類を添えて、これらを内閣総理大臣に提出しなければならない。

2 地方公共団体（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百八十四条第一項に規定する一部事務組合及び広域連合を含む。第四項において同じ。）でない者が前項の要請をしようとするときは、当該要請に係る施設が所在する市町村の長を経由するものとする。

3 内閣総理大臣は、生活環境整備事業（法第十七条に規定する生活環境整備事業をいう。次項において同じ。）の実施について、必要があると認めるときは、関係する地方公共団体に対し協力を求めることができる。

4 前三項に定めるもののほか、生活環境整備事業の実施の手続その他の必要な事項については、内閣総理大臣の定めるところによる。

(法第十八条の規定による福島県知事の確認の申請手続等)

第三条 確認（法第十八条に規定する確認をいう。以下この条において同じ。）を受けようとする個人事業者又は法人は、平成二十三年三月十一日における当該個人事業者又は法人の事業所の所在地その他の事項について記載した別記様式第二による申請書に、当該個人事業者又は法人の次に掲げる書類を添えて、これらを福島県知事に提出しなければならない。

一 申請者が個人事業者である場合においては、住民票の写しその他の平成二十三年三月十一日における事業所の所在地を証明することができる書類

二 申請者が法人である場合においては、登記事項証明書その他の平成二十三年三月十一日における事業所の所在地を証明することができる書類

三 前二号に掲げるもののほか、その他参考となる事項を記載した書類

2 福島県知事は、前項の規定による提出を受けたときは、同項の申請書を受理した日から、原則として一ヶ月以内に、確認に関する処分を行うものとする。

3 福島県知事は、確認をしたときは、第一項の個人事業者又は法人に対して、別記様式第三による確認書を交付するものとする。

4 福島県知事は、確認をすることができないときは、第一項の個人事業者又は法人に対して、別記様式第四によりその旨及びその理由を通知するものとする。

5 確認を受けた個人事業者又は法人は、第一項の申請書の記載事項の内容に変更があつた場合には、遅滞なく、その旨を福島県知事に届け出なければならない。

6 福島県知事は、確認を受けた個人事業者又は法人について、偽りその他不正の手段により当該確認を受けたことが判明したときは、その確認を取り消すものとする。

7 福島県知事は、前項の規定により確認を取り消したときは、別記様式第五により当該確認を受けていた個人事業者又は法人にその旨を通知するものとする。

8 福島県知事は、確認をした場合には、その旨、確認の日付及び当該確認を受けた個人事業者の氏名又は法人の名称を公示するものとする。公示した事項につき変更があつた場合又は確認を取り消した場合も、同様とする。

9 福島県知事は、前項の規定による公示をしたときは、当該公示の内容をインターネットの利用その他の方法により公表するものとする。

（法第十九条の規定による福島県知事の確認の申請手続等）

第四条 確認（法第十九条に規定する確認をいう。以下この条において同じ。）を受けようとする個人事業者又は法人は、平成二十三年三月十一日における当該個人事業者又は法人の事業所の所在地その他の事項について記載した別記様式第六による申請書に、当該個人事業者又は法人の次に掲げる書類を添えて、これらを福島県知事に提出しなければならない。

一 申請者が個人事業者である場合においては、住民票の写しその他の平成二十三年三月十一日における事業所の所在地を証明することができる書類

二 申請者が法人である場合においては、登記事項証明書その他の平成二十三年三月十一日における事業所の所在地を証明することができる書類

三 前二号に掲げるもののほか、その他参考となる事項を記載した書類

2 確認を受けようとする個人事業者又は法人の申請については、当該個人事業者又は法人が法第四条第三号に規定する原子力災害の被災者である労働者（第四項において「被災労働者」という。）を雇用する事

業所の所在地を含む区域の避難解除日（当該区域に係る避難指示が全て解除された日をいう。第四項にお

いて同じ。) 以後に行うものとする。

3 前条第二項から第九項までの規定は、第一項の確認について準用する。

4 確認を受けた個人事業者又は法人が、当該確認を受け被災労働者を雇用する事業所の所在地を含む区域の避難解除日以後新たに避難指示が全て解除された区域に当該事業所を移転し、若しくは新たに被災労働者を雇用する事業所を設置し、又は当該区域内に現に存する事業所において被災労働者を雇用する場合は、別記様式第十による届出書に必要な書類を添えて、福島県知事に届け出ることができる。

5 前項の個人事業者又は法人については、福島県知事が前項の規定による届出を受けたときは、その時点において、新たに避難指示が全て解除された区域に係る確認を受けたものとする。

6 前条第五項、第八項及び第九項の規定は、前項の場合について準用する。

#### 附 則

この府令は、公布の日から施行する。

別記様式第1（第2条関係）

年　月　日

内閣総理大臣 殿

施設管理者の氏名 印

福島避難解除等区域生活環境整備事業実施の要請について

福島復興再生特別措置法（平成24年法律第○○号）第17条第1項及び福島復興再生特別措置法施行規則第2条第1項の規定に基づき、下記の生活環境整備事業の実施を要請します。

記

（事業名）

別記様式第2（第3条関係）

確認申請書

年 月 日

福島県知事 殿

個人事業者の氏名又は法人の名称及び代表者の氏名 印

福島復興再生特別措置法第18条に規定する確認を受けたいので、福島復興再生特別措置法施行規則第3条第1項の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

1. 個人事業者の氏名又は法人の名称及び代表者の氏名
2. 平成23年3月11日における個人事業者又は法人の事業所の所在地（避難指示の対象となった区域内に限る。）
3. 個人事業者の住所又は法人の本店若しくは主たる事業所の所在地

（備考）用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

別記様式第3（第3条関係）

確 認 書

年 月 日

個人事業者の氏名又は法人の名称及び代表者の氏名 殿

福島県知事の氏名

印

年 月 日付けの確認申請について、下記のとおり避難指示の対象となった区域内に平成23年3月11日において事業所が所在していたことの確認をしましたので、福島復興再生特別措置法施行規則第3条第3項の規定に基づき、確認書を交付します。

記

平成23年3月11日における事業所の所在地

- |  |
|--|
| (1) この確認が行われたことについては、福島県のホームページにおいて公表します。                  |
| (2) 偽りその他不正の手段によりこの確認を受けたことが判明するに至ったときは、直ちにこの確認書を返納してください。 |

- (備考) •用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。  
•確認申請書の記載内容に変更があった場合は、別途届け出ること。

別記様式第4（第3条関係）

福島復興再生特別措置法第18条に規定する確認をすることのできない旨の通知書

年　月　日

個人事業者の氏名又は法人の名称及び代表者の氏名 殿

福島県知事の氏名 印

年　月　日付けの確認申請については、下記の理由により確認をすることができませんでしたので、福島復興再生特別措置法施行規則第3条第4項の規定に基づき、その旨通知します。

記

確認をすることのできない理由

（備考）用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

別記様式第5（第3条関係）

福島復興再生特別措置法第18条に規定する確認を取り消す旨の通知書

年 月 日

個人事業者の氏名又は法人の名称及び代表者の氏名 殿

福島県知事の氏名 印

年 月 日付けで交付した確認書については、下記の理由によりその確認を取り消しましたので、福島復興再生特別措置法施行規則第3条第7項の規定に基づき、その旨通知します。

記

確認を取り消す理由

（備考）用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

別記様式第6（第4条関係）

確認申請書

年 月 日

福島県知事 殿

個人事業者の氏名又は法人の名称及び代表者の氏名 印

福島復興再生特別措置法第19条に規定する確認を受けたいので、福島復興再生特別措置法施行規則第4条第1項の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

1. 個人事業者の氏名又は法人の名称及び代表者の氏名
2. 平成23年3月11日における個人事業者又は法人の事業所の所在地（避難指示の対象となった区域内に限る。）
3. 個人事業者の住所又は法人の本店若しくは主たる事業所の所在地

（備考）用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

別記様式第7（第4条関係）

確 認 書

年 月 日

個人事業者の氏名又は法人の名称及び代表者の氏名 殿

福島県知事の氏名

印

年 月 日付けの確認申請について、下記のとおり避難指示の対象となった区域内に平成23年3月11日において事業所が所在していたことの確認をしましたので、福島復興再生特別措置法施行規則第4条第3項において準用する同規則第3条第3項（同規則第4条第6項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、確認書を交付します。

記

1. 平成23年3月11日における事業所の所在地

（福島復興再生特別措置法施行規則第4条第6項において同規則第3条第3項を準用する場合）

2. 福島復興再生特別措置法施行規則第4条第4項の届出に係る新たに避難指示が全て解除された区域の避難解除日

- (1) この確認が行われたことについては、福島県のホームページにおいて公表します。

(2) 偽りその他不正の手段によりこの指定を受けたことが判明するに至ったときは、直ちにこの確認書を返納してください。

- (備考) ・用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。  
・確認申請書の記載内容に変更があった場合は、別途届け出ること。

別記様式第8（第4条関係）

福島復興再生特別措置法第19条に規定する確認をすることのできない旨の通知書

年 月 日

個人事業者の氏名又は法人の名称及び代表者の氏名 殿

福島県知事の氏名 印

年 月 日付けの確認申請については、下記の理由により確認をすることができませんでしたので、福島復興再生特別措置法施行規則第4条第3項において準用する同規則第3条第4項の規定に基づき、その旨通知します。

記

確認をすることのできない理由

（備考）用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

別記様式第9（第4条関係）

福島復興再生特別措置法第19条に規定する確認を取り消す旨の通知書

年 月 日

個人事業者の氏名又は法人の名称及び代表者の氏名 殿

福島県知事の氏名 印

年 月 日付けで交付した確認書については、下記の理由によりその確認を取り消しましたので、福島復興再生特別措置法施行規則第4条第3項において準用する同規則第3条第7項の規定に基づき、その旨通知します。

記

確認を取り消す理由

（備考）用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

別記様式第10（第4条関係）

福島復興再生特別措置法施行規則第4条第4項に基づく届出書

年 月 日

福島県知事 殿

個人事業者の氏名又は法人の名称及び代表者の氏名 印

新たに避難指示が全て解除された区域に係る福島復興再生特別措置法（以下「法」という。）第19条に規定する確認を受けたいので、福島復興再生特別措置法施行規則第4条第4項の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。

記

1. 法第19条に規定する確認を受け被災労働者を雇用した個人事業者又は法人の事業所の所在地、当該所在地を含む区域の避難解除日及び福島県知事の確認日

確認を受け被災労働者を雇用した事業所の所在地	左記所在地を含む区域の避難解除日	福島県知事の確認日

2. 1の所在地を含む区域の避難解除日以後新たに避難指示が全て解除された区域における事業所の所在地及び当該所在地を含む区域の避難解除日

新たに解除された区域における事業所の所在地	左記所在地を含む区域の避難解除日

(添付書類)

1及び2について事業所の所在地の住所が分かる書類を添付すること。

(備考) 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。